

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(産業技術短期大学の校長等専決事項)				(産業技術短期大学の校長等専決事項)			
第49条 [略]				第49条 [略]			
2 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の副校長が専決できる事項は、次のとおりとする。				2 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の副校長が専決できる事項は、次のとおりとする。			
(1)・(2) [略]				(1)・(2) [略]			
(3) 産業技術短期大学条例（平成8年岩手県条例第29号）第14条の規定に基づく授業料の免除並びに同条例附則第3項の規定に基づく入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除に関すること。				(3) 産業技術短期大学条例（平成8年岩手県条例第29号）第14条の規定に基づく授業料及び入学料の免除並びに同条例附則第3項及び附則第4項の規定に基づく入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除に関すること。			
3 [略]				3 [略]			
別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）			
区分	事務	条項	内容	区分	事務	条項	内容
[略]				[略]			
岩手県立産業技術短期大学校長	1 産業技術短期大学条例の施行に関する事務	[略]		岩手県立産業技術短期大学校長	1 産業技術短期大学条例の施行に関する事務	[略]	
		第14条	授業料の免除			第14条	授業料及び入学料の免除
		附則第3項	[略]			附則第3項	[略]
[略]				[略]			
職業能力開発校の長	1 職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の施行に関する事務	[略]		職業能力開発校の長	1 職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の施行に関する事務	[略]	
		第11条	授業料の免除			第11条	授業料及び入校料の免除
		附則第4項	[略]			附則第4項	[略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）			

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立 農業大学 校長	1 農業大学校	[略]	
	条例（昭和55 年岩手県条例 第45号）の施 行に関する事 務	附則第4項	[略]
	[略]		

別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
県立高等 学校長	[略]		
	県立学校授業料	[略]	
	等条例（昭和38 年岩手県条例第 16号）の施行に 関する事務	附則第4項	[略]
[略]			

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立 農業大学 校長	1 農業大学校	[略]	
	条例（昭和55 年岩手県条例 第45号）の施 行に関する事 務	附則第4項	[略]
	[略]	附則第5項	<u>入学検定料の 免除</u>
[略]			

別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
県立高等 学校長	[略]		
	県立学校授業料	[略]	
	等条例（昭和38 年岩手県条例第 16号）の施行に 関する事務	附則第4項及 <u>び附則第5項</u>	[略]
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。